



会員の皆様へのお知らせ

令和5年4月10日

毘沙門台東町内会

令和4年度総会資料等に対する意見への応答について

令和4年度 役員（幹事）全員会議及び総会資料書面審議等に寄せていただいたご意見に対しては次のとおりお応えさせていただきます。（順不同）

なお、内容は4月9日に開催した執行役員会議において審議したうえでお応えさせていただいております。

<注：Q&AのQについては、お寄せいただいたご意見等の要旨を記載させていただきました。>

<ウエスト通りAの会員>

① Q：特定清掃は実施ブロックの幹事が早めにわかるようにしてほしい。

A：年間スケジュールがわかるよう年度初めに幹事さんに計画表を提示するとともに、実施月初めに該当幹事さんに依頼文書を発します。

② Q：第1公園横道路2か所のT字交差点は見通しが悪く、児童の往来も頻繁で危険である。両T字交差点に注意喚起の白線引きとミラー設置をしてほしい。

A：区役所維持管理課に依頼しました。

<弥生通りAの会員>

① Q：冬季降雪時には団地内道路が凍結し渋滞が起きる。融雪剤をポイント配布してほしい。

A：区役所維持管理課に依頼しました。

<さくら通りの会員>

① Q：表決書に「承認・否認・委任」のほかに「議決権を行使しない」という選択肢も必要ではないか。

A：「議決権行使をして頂く」という考えからスタートしております。

<イースト通りAの会員>

① Q：総会資料の予算書で、前年度予算との比較で表記されているが、前年度実績との比較で表記が見やすいし理解しやすいのではないか。

A：次年度からは 前年度実績との比較での表記に変更いたします。

<弥生通りBの会員>

【第1号議案～第5号議案：棄権】

① Q：定例執行会議の議事録の公開してほしい。

A：議事概要はホームページに掲載します。

② Q：ホームページに町内会会員が意見や要望を投稿できるよう設定するか、またはFHのアドレスを周知して意見意向を受け入れる仕組みを作してほしい。

A：会員の皆様とは出来るだけ対話等を通して直接顔の見える雰囲気でのコミュニケーションが取れるよう努めております。

したがって、いままでどおり会員からのご意見やご要望等は担当の幹事さんや担当執行役員若しくは会長・副会長に口頭又は文書でお知らせいただき、共に最善策等を見出していきたいと思います。

③ Q：鹿の駆除のための煙火は即刻中止してほしい。

A：鹿が居住地に出没し様々な被害（花木の食害・糞尿排せつ被害・マダニ被害等）や危険（女子児童4名が登校時鹿と遭遇し鹿に威嚇され民家庭に避難した・バス通りを鹿が暴走し通行人と接触の恐れがあった・早朝散歩で鹿といきなり遭遇した事例等）が出ており、住民からの駆除要請がありました。町内会としても様々な対策（侵入防止ネットの設置、箱罾、追い上げ煙火等）を行ってきました。行政（安佐南区農林課）の指導もいただきながら現在追い上げ煙火を継続しています。完全な駆除にはならないかもしれませんが一定の効果は出ていると考えています。この煙火活動は、広島市から煙火講習受講料・煙火材料購入費の補助を受けて実施しています。

なお、騒音問題については行政（広島市環境局環境保全課）の現地検査も受けており、「騒音規制の対象でなく問題ない」との回答を得ています。

地域住民の安全確保のためにも煙火活動は暫く実施いたします。

なお、これ以外の有効手段があれば、お知らせいただければ検討したいと思います。

<イースト通りBの会員>

【第1号議案：委任】

① Q：鹿対策で区役所の誰が煙火は効果があると言っているのか？

A：有害鳥獣を管轄している区役所農林課です。

② Q：自主防災活動でフラワーホールに町内会の対策本部が設置されたということだが、避難誘導ルートは変わったのか？

A：災害対策本部の設置は、災害の危険が懸念される際に速やかに活動できる目的で設置します。避難誘導ルートとは別のことです。

③ Q：ほほえみ会と町内会との関係がわかりません。

A：ほほえみ会は主に高齢者の会員の集まりで、自費での茶話会や旅行、健康促進、町内の美化などの活動をしています。町内会はそれを支援し第二次福祉のまちづくりを推進しています。

④ Q：町民農園整備活動において次年度以降の補助はなく全額町内会費で賄うということか？

また、町民の一部しか利用できないようなものに町内会費を流用することは駄目です。

さらに、借用地は宅地であり持続性のある事業とはならない。

A：町民農園は、「“まるごと元気”地域コミュニティ活性化推進事業」として5年間の継続補助を受けて実施する事業です。

また、3世代の町民が集い野菜作りをとおして和気あいあいのコミュニティを創造していく活動であり、一部会員の趣味に対して町内会費を投入するというような事業ではありません。

さらに、借地している用地は地主ときちんと貸借契約を交わし継続性は担保されています。

【第2号議案：否認】

① Q：一般会計決算で、ブロック会議は2ブロック実施なのに経費はほぼ完全消化となっているのはなぜか？

A：事業年度（4月～翌年3月）と会計年度（3月～翌年2月）の関係での誤差です。未消化経費は3月に一般会計に戻し入れる処理をしています。次年度からは分かるよう説明書きを入れます。

② Q：予算になかったストックハウス（倉庫）を何故購入したのか分からない。理由を明記すべき。

A：フラワーホールの利用活動活性化に伴い、室内倉庫への収納物品等が増え収納スペースが確保できなくなり、早急に新たな収納スペースを確保する必要が生じたため、執行役員会に諮り決定したものです。

③ Q：特別会計積立金の使途と目的額を明示してください。

A：積立金は、集会所の維持管理に係る経費と災害時に備えて必要となる経費を準備しておくためのものです。特に集会所に係るものは、経年劣化等でいずれエアコンの更新や建物補修等に高額な経費が必要になります、そのための積立金です。

【第3号議案：委任】

① Q：ブロック会が必要なら、会員数が増え総会が開催できないのであれば、総会資料の説明をブロック単位で試みてはどうでしょうか。

A：21ブロックあり運用面で負担が大きすぎて現実的には困難と思います。

※1会議2時間 午前と午後の2回 日曜日ごとに開催するとして

例1：1ブロック（平均約18名）ごとに開催 11日間（3か月）

例2：2ブロック（平均約37名）ごとに開催 6日間（1か月半）

例3：3ブロック（平均約55名）ごとに開催 4日間（1か月）

② Q：特定地域清掃の100段階はかってと違い枯れ葉は少なく通常の清掃のレベルであり特定地域清掃の必要はない。全ブロックが輪番で毘沙門天駐車場を清掃すればよい。

A：ブロック幹事さんのご意見も伺ってみます。

④ Q：町民菜園については参加者による会費制で活性化していただきたい。

A：三世代が集う地域コミュニティの場として活用していきます。使用内容によっては個人負担もあります。

⑤ Q：チューリップ祭りはやめたのでしょうか。予算がついているのはおかしいですね。

A：当初予定していましたが、花を咲かすことが出来なかったので中止にしました。

⑥ Q：サマーミニコンサートは活性化事業ではないのか。

A：サマーミニコンサートは、子どもたちの「思い出づくり、ふるさとづくり」の一環として実施している事業です。

⑦ Q：ふるさと祭りin毘沙門台東は、法被・町内会の歌もあり、紙の神輿を購入して東子供のお祭りを企画してはどうか。

A：企画案ありがとうございました。検討致します。

【第4号議案：否認】

① Q：町内会費に募金が上乗せしているのは町民総意云々の話ではなく憲法違反でありすぐに止めるべきである。

A：憲法違反の趣旨は、町内会費に募金分を含めることに賛同しない者は町内会員としての恩恵を

与えないという扱いをすることは問題であるというものであって、募金分を一緒に集金することは広く行われていることであり、町民の承諾があれば何ら問題はないものと思っています。

- ② Q：地域コミュニティ推進経費は農園会員から徴収するべきである。また、倉庫は将来農園借用の保証もないので現有倉庫の貸出移転やテント式ガレージタイプ等にして経費削減等を考慮すべきである。

A：町民農園にかかる経費の全てを町内会経費で賄うという予算案ではありません。地域コミュニティの場としての環境を整えるための費用で、「まるごと元気」地域コミュニティ活性化推進事業」の補助金を活用しています。

- ③-a Q：広島市市民活動保険制度ができており、それとは別の活動保険は無駄です。

A：市民活動保険で補償される範囲は限定されており、活動中には範囲を超える不測の事態も想定され必要と考えています。

- b Q：募金分の金額（600円×389戸＝233,400円）が合っていない。

A：令和2年度総会で、募金分の一部（200円分）を直接町内福祉（子供・高齢者・障がい者等）に使用させていただくことをお諮りし承認いただきました。その趣旨に沿った執行をしています。

- ④ Q：分担金について、社協他組織と町内会との関係が不明瞭であり、「分担金」は不適切であり、「他組織代行徴収」ではないか。町内会員の他組織への参加意思確認が必要ではないか。

A：社協組織は町内会加入者により組織されている団体です。他組織は社協の構成団体であります。

- ⑤ Q：子供もいないのに子供会のお金を集めるのはおかしいでしょう。

A：子供会は3町にそれぞれ子供会がありました。令和5年度に合併し新たに組織されました。これまで各町内会ごとに支援していましたが合併を機に「分担金」として支出するものです。子どもの健全な育成には、子どものいるいないにかかわらず町民として支援していくことが必要であると思います。

【第5号議案：否認】

- ① Q：総会をフラワーホールへの収容可否で判断するのは常識外である。小学校の体育館の借用等参加者が収容できるスペースを確保すべきだ。

A：総会を開催する原則を排除しているものではありません。今回条例第5条・第6条・第7条の改正案については承認されました。よって今後この取り扱いに基づき運用させていただきます。

- ② Q：表決書について「表決書未提出は表決に関する権限を執行部に委任したものとします」は駄目です。また、誰に委任するかは会員の意思明確化が必要です。

A：この取り扱いは他の事例も参考に昨年に引き続き行ったものです。

【役員人事】

- ① Q：町内には余人をもって代え難い有能な人材YさんとHさんがおられる。町内会の顧問にすべきです。

A：人事案のご意見として承っておきます。